

みやづ

主な内容

- ◎これまでの取組を振り返って
- ◎市長に意見書を提出
- ◎農地パトロール・視察研修報告
- ◎農地の転用・売買・賃借手続き

発行／〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 宮津市農業委員会 ☎0772-45-1645(直通)

市ホームページでカラー版を掲載しています。「農業委員会だより」で検索、こちらもぜひご覧ください。

日置農地管理協議会を軸にさらなる前進を!



【写真：日置農地管理協議会役員の皆さん】

～ 光った米の実る里・日置 ～

令和4年3月、念願の日置農地管理協議会が発足。3年間の準備の末、協議会加入者102名、対象農地34ha、地権者94名、耕作者59名、合計筆数343筆で、新たな担い手への集積農地4haを達成し、昨年12月に無事に中間管理機構への申請手続きを終えることができました。申請手続きを完了するまで想像を絶する苦難の連続でしたが、全役員9名が一丸となって取組を進め今日の到達点を築くことができました。

今後、当地域においてはこの管理協議会が農地の利用調整役を担い、当地域の「京力農地プラン」の実現をはじめ持続可能な農業の確立を目指した活動を行っていくことになります。

私たちはこうした取組の中で得た成果と教訓を糧に、将来を託せる担い手を育て「光った米の実る里・日置」の豊かな農地を子々孫々と継続・発展させていくことを目標に、仲間との連帯と協力・共同の力を最大の武器に粘り強く頑張っていきたいと思っております。(S委員)

— 令和2年7月から現在までの取組を振り返る —

現委員の任期もあと半年を切りました。農業をめぐる環境は、担い手不足等、従来のやり方では集落の農地が守れない状況にあります。今般、農地法等の改正もあり今後、更に地域での話し合いが大切になります。農家だけでなく地域の皆さまもぜひ一緒に考えてください。

各地域の取組状況を報告します。現在は京力農場プラン(※)の策定が中心になっています。

※農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの



半農半Xインターンシップの受入風景（栗田地区）

◆**栗田地区**◆
12集落ある中で、これまでに、矢原・脇の浜、小田宿野、脇、獅子でプランが策定。本年度は中津、大雲川周辺で策定に向けた話し合いが進められています。脇で若手就農者がオリーブ栽培や養蜂を、矢原・脇の浜では半農半Xインターンシップの受入や民間企業と営農型太陽光発電施設の導入可能性を調査されています。

◆**由良地区**◆
平成31年に港・浜野路でプランが策定。由良脇、由良宮本や石浦を加えた由良で一つのプラン作成に向けて農会長を中心に話し合いを継続。水稲、みかん、オリーブの生産者を交えた話し合いも実施しました。



よさのうみ福祉会の営農状況（宮津地区）

◆**宮津地区**◆
波路・波路町・獅子崎、宮村でプランが策定。本年度は山中、滝馬で話し合いを継続されています。山中では耕作者が数名になっており、農業以外の生活面を踏まえた集落全体の在り方についてアンケートを実施。波路地区の中山間・多面的直接支払交付金の加入、宮村のよさのうみ福祉会の農福連携の支援、また、2名の若手農家が就農

◆**上宮津地区**◆
14集落ある中で小田5区〜7区（金山・小香河・古心）でプランが策定。そのほかの集落も話し合いを継続。小田1区〜4区、喜多8区〜今福14区までをそれぞれに分けてプラン策定を目指されています。喜多12区では京都市の農業法人こと京都(株)が九条ネギの栽培を開始。喜多駅プロジェクトとして駅周辺で遊休農地の活用も進んでいます。

農地パトロール 実施報告

- ・10月21日（金）
南部地区17か所 参加委員7名
- ・10月28日（金）
北部地区22か所 参加委員13名

農業委員会視察研修 実施報告

- ・11月29日（火）参加委員10名
 - ①丹波市立農（みのり）の学校
 - ②丹波市農林振興課
 - ③(株)丹波たかみ農場（以上、丹波市）
- ・12月9日（金）参加委員14名
 - ④ビオ・ラビッツ(株)（京丹後市）
 - ⑤(株)坪口農事未来研究所（豊岡市）



城崎市長へ意見書を提出する関野会長(左)

◆**意見書の提出**◆
農地等の最適化に関する施策について、11月15日に市長へ意見書を提出し、米価の下落や原油価格の高騰が生産者を直撃していることに加え、今後の生産活動への不安、若い世代が営農しやすい環境を整えていくことの重要性などに触れ、来年度に向けての農業振興施策を有効的に進めていただくよう意見交換をしました。
※意見書は宮津市ホームページからご覧いただけます。



遊休農地を活用したオリーブの栽培（府中地区）

◇吉津地区◇

20代の若手農家や少なくなった耕作者を支援するため、非農家も参加し、「須津農業お助け隊」を結成し、除草、獣害防護柵の管理を実施。府の獣害被害対策のモデル地区の指定を受けられ効果を上げています。中間管理事業による農地の集積・集約化も全域で実施されています。

◇府中地区◇

オリーブ農家が面積を拡大。西部は水稲と醸造用ぶどう栽培が中心で、プランも策定済。東部地区は本年度、水稲の耕作者を中心にプラン策定に取り組みられています。

◇世屋地区◇

プランは、松尾、上世屋、畑地区で完成。現在、木子で検討中。上世屋では全農地の棚卸ができ、荒廃農地を非農地判断し、守るべき農地を明確化。この動きを下世屋でも広げられる予定。松尾、上世屋で移住者向けの支援を実施、畑地区では貸し農園も整備、半農半Xインターシップも実施されています。

◇日置地区◇

農地管理協議会を設立し、加入者は100名を超え、プランに基づく農地の集積・集約化に向けた農地中間管理事業に全集中されています。

※表紙参考

◇養老地区◇

9集落あり、地域を3ブロックに分けてプランが策定されています。3地区の代表者の会議も毎年実施。波見谷地区では毎月1日に1日会として19回に及ぶ話し合いが継続されました。この結果、中間管理事業による農地の集積・集約化が進んでいます。中部地区では、せんごく営農組合のメンバーが中心に耕作を維持。田原では18歳以下の人口が0人になった中、集落の維持を含めたアンケートを全住民対象に実施され、今後、話し合いを予定されています。



15日会の様子（日ヶ谷地区）

◇日ヶ谷地区◇

毎月15日の話し合い（※写真）を15回開催。中山間・多面的直接支払交付金の集落戦略や農地管理構想の策定を皮切りに、プランの策定が本年度中にてきます。持続可能な集落に向けて半農半Xインターシップに取り組み始めたほか、移住者・就農者向けのチラシ（※写真）も作成。受入組織「日ヶ谷ぐらし応援隊」を結成し、集落が一つになって受け入れをサポートする取組をはじめられました。



受入れサポートチラシ（日ヶ谷地区）

～ 宮津市農業委員会委員 募集 ～

《募集期間》 2月21日(火)～3月22日(水)

《募集内容》

- ・ 宮津市農業委員：14名
- ・ 宮津市農地利用最適化推進委員：10名

《申込方法》

宮津市HPから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上申込
 農林水産課農林水産係
 45-1645



●京都府GISで農地地図(地番入)が閲覧可能になりました

地番検索も可能で、遊休農地の状況も色分けをして明示しています。

詳しい閲覧方法は「宮津市ホームページ」から「農業委員会」にアクセスし、市からのお知らせの「京都府GISで農地地図が閲覧可能になりました」を参照してください。

こちらのQRコードからアクセスできます。⇒



農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

「自分の農地だから許可や届出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っておられる方はいませんか？

- ◆耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。
- ◆農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには、農地法等に基づく許可が必要です。(許可申請書の受付締切日は毎月20日。ただし、当該日が土日祝日の場合は、その直後の平日です。)

農地を売買したり、貸し借りするときは

3条申請

- ◆農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。
- ◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含めて30a以上。令和5年4月から廃止)でない場合には許可されません。
- ◆農地の賃借は、農用地利用集積計画による利用権設定の方法が多く利用されています。

自分名義の農地を転用するときは

4条申請

- ◆農地の転用とは、農地に住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林等、農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て府知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では次のような内容を審査します。
 - ① 転用の目的は適正か
 - ② 転用の面積は適当か
 - ③ 水利等、必要な同意はあるか
 - ④ 付近の農業に与える影響はどうか
 - ⑤ 転用の目的は確実に実現できるかどうか
 - ⑥ 他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか

他人名義の土地を買ってあるいは借りて転用するときは

5条申請

京力農場プランの実質化を進めよう!!


これからの地域の人と農地の将来計画の策定を集落単位で取り組んでいます。ぜひ地権者の方も話し合い活動にご参加ください。

- 農地の無断転用や無届による賃借は法律違反です。必ず農業委員会へ届出をしましょう。
- 農地の形状変更には、事前の許可または届出が必要です。
- 農地の適正管理は所有者、耕作者両者の義務です。荒廃地をなくしましょう。

全国農業新聞

営農・生活に役立つ
農業総合専門紙
頑張る農業者のみなさんを
応援します!

◆発行 毎週金曜日
◆購読料 700円/月
◆申込み 農業委員会事務局まで





しっかり積み立て、がっちりサポート 安心して豊かな老後を!!

農業者年金 に加入しましょう

次の要件を満たす方なら広く加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
※家庭菜園の管理等もカウントできます
- ③ 60歳未満の人なら誰でもOK

詳しくは、農業委員会事務局へご相談を

編集委員会

委員長	和久田 三代
委員	松本 聡
	細井 康
	平野 信也
	瀬戸 享明

今年の1月の新聞に宮津市の地域調査で人口はこの10年間で15%以上減少したと書かれていました。

それでは宮津市の農業者人口はどれだけ減少したのでしょうか？農業を守りたくても、肥料・資材の値上げ、反対に米価は下落し、野菜や果物の値段も上がるわけではありません。また、本市は元々農地も小さく、大規模農家もわずかです。国からの対策は大規模農家を中心に設定されているものが多い印象を受けます。こうした中で、政策を決定する国や行政もただ現場目線で現状を把握したのかを分かりやすく説明していくことが求められます。その上で、非農家を含め地域が一つになって話し合いを進め、農地を守っていくことが大切だと感じています。

(W委員)

編集後記

